

別記

- 一、復戦ノ（皇師軍）衰壯珥ノ前貸銀ヲ二十銭減額シ目給一圓三拾銭トス
- 一、五月十二日ヨリ復戦ヤシム
- 一、現従業員五名モ三拾銭各減額目給一圓八拾銭トス（五名ノモノニ了解カシム）

囑見書

今般河内多市郎ト乘仕珥トノ雇庸問題ニ関シ該解ノ上復戦シタル上八左ノ條
項ニ違及シタル場合ハ解雇セラル、モ異議ナキコト立會人運署ノ上囑書一札
差入如件

- 一、昭和九年三月十二日ヨリ甲乙該解ノ上復後スルコト
- 二、甲カ東京市トノ雇文書掃蕩身契為中第丁五條及第十九條ニ相當シタル行爲アリタルトキ
- 三、甲ニ於テ業務上ノ都合ニ依リ不用トナリタル場合ハ十五日以前ニ其ノ理由ヲ乙ニ示シ該解ヲ復ルコト
- 四、乙一乙カ不都合ノ行爲アリタル場合ハ第三ノ條項ニ基カズ即解雇セラル、モ異議ナキコト

昭和九年三月十日

立會人

增田安永
李谷美

以上

此書ハ...

ハ

